

た つ こ き み よ う

# 託孤命に導かれ(その2) —保科正之の生涯—

## 細野 哲弘

独立行政法人 石油天然ガス金属鉱物資源機構 理事長  
(元 特許庁長官 元資源エネルギー庁長官)

本稿は、前稿の続きである。即ち、松姫(信松院)所縁で徳川幕府二代將軍秀忠の落胤、幸松の「その後」である。

「男女七歳にして席を同じくせず(「礼記」)」という言葉がある。これは、一定の歳になれば日常における男女の別を意識せよという本意のほか、各々に一人前の個人となるために改めて相応しい教育を準備すると言う含意もあるという。幸松も男子として、慈悲深く思慮に溢れた二人の尼僧(信松院、見性院)と母親に囲まれてはいたが、そうした生活から離れるべき数え年七歳を迎えていた。既に前年に信松院は世を去っていた。見性院が幸松の養育を託すために白羽の矢を立てたのは、武田の旧臣で徳川家康の下で高遠城を預かり、2万5千石を領していた保科正光であった。保科家の養子として信州高遠城に幸松が向かったのは、元和3年(1617年)11月のこと。なお、保科家は、幸松の高遠入りとともに養育料として5千石が加増され、3万石となった。

保科家は、正光の祖父の正俊の代に信玄に仕え、父正直の時代に領地経営上の経緯などがあって勝頼の許を離れ、家康に本領安堵された家系である。正俊は「槍弾正」の異名を取る誉れ高き武将であり、また正直の継室が家康の同母妹であったこともあり、徳川家と保科家の関係は良好であった。正光は、見性院からの打診を即答で受けた<sup>1)</sup>。

見性院は幸松の収まりを見届け、元和8年(1622



保科正之像(狩野探幽筆 土津神社蔵 福島県立博物館寄託/ウィキペディアより)

年)5月に永眠(77歳)し<sup>2)</sup>、養父正光も寛永8年(1631年)10月に没した。幸松は同年11月に高遠3万石を襲封し、従五位下肥後守を受任。名を正之に改めた。21歳の青年領主である。

前稿末尾に、「その紡がれた「託孤」の糸は20年を経て静かに織りなされ、徳川の治世に再び登場することになる。」と書いた。正之の高遠城での暮らしは十数年に及んだが、それを縷々述べるより、幕閣での彼の事蹟に話を進めたい。決して、その間の高遠でのことが無意味だという訳ではないが、前稿からの「託孤」の糸が年月を経てどのように紡がれて、徳川体制の基礎を織りなしたのかを記すことの方が、本稿の趣旨に叶うと思うからである。

1) 実はこの時、正光には正室(真田昌幸の娘)との間に子がなく、かねて妹の子(甥)を部屋子に貰い受け、いずれ養子に考えていた節がある。しかし、幸松養子については速やかに領掌し、当該部屋子については、のちに礼を尽くして関係解消している。なお、保科家には、正光の異母弟正貞があり、のちに正之は家光から屋敷を新たに与えられた後、江戸鍛冶橋の高遠家の屋敷や保科家累代の品を正貞に譲るなど、本家筋に礼を尽くしている。正貞は、のちに上総飯野藩(1万7千石)を立藩し、保科姓を繋いでいる。

2) 見性院は采地であった大牧村の清泰寺(現さいたま市)に葬られ、のちに正之は寺境内に霊廟を建立した。時代を経て霊廟は廃れてしまったので、門扉だけ現在の場所に移され、更に時代が下って安政4年(1857年)に会津藩により墓石が整えられた。



見性院墓所(さいたま市 清泰寺)

さて、幕閣における正之である。もとより、保科家は大名であるから、江戸との往来もあれば、江戸城内での他の大名との接触・交流もあるのだが、小国であり城内控之間での格付けも低く、正之の拳動は目立たない楚々としたモノであった<sup>3)</sup>。ところが、寛永9年頃から諸々の公式記録に保科正之に関わる記述が俄然頻出するようになる。

主なものだけ拾ってみると、

寛永9年(1632年)正月24日

前大將軍秀忠薨ず。

2月 遺品及び銀500枚を給<sup>たま</sup>わる。

3月 家光の命により台徳院の廟を三縁山増上寺に建つ

12月 従四位下に叙さる

同 10年(1633年)2月15日

桜田門内に邸を賜る。

同 11年(1634年)3月

大將軍家光、正之を召し、手ずから茶を点じる。

4月 大將軍家光日光廟に詣る。正之従ふ。

7月 大將軍に従い京都に朝し、天顔を拝し天盃を賜り侍従に任ず。

正之本人が秀忠の胤であることをいつ自覚したかは定かではないが、保科家の養子に入るに当たっては無論のこと、その前の見性院、信松院が手塩にか

けている最中に既に趣旨を含ませるところがあったとしても不自然ではない。しかし、だからと言って、高遠での消息はもとより、江戸城内で立ち振る舞いでも、小身らしさに甘んじる風であったのは、既に述べたとおりである。

その事情を一変させたのが、まさに家光であった。家光が異母弟正之の存在を知ったのは、その経緯<sup>4)</sup>に諸説あるが、時期は上記のような変化に先立つ寛永8年12月頃であると思われる。將軍代替わりに際し、秀忠の遺品が渡されたこと、台徳院(秀忠の戒名)の靈廟建設を任されたことなどにより、周りにもその所以は自ずから窺い知れるところとなった。

そして、寛永13年(1636年)7月に至り「特に17万石を増して出羽国村山郡最上を与う」との沙汰があり、「合わせて20万石たり」となって、その存在の重きは自他ともに紛れもないものとなった。

家光にとっては、最後は自刃に追い込まざるを得なかった弟忠長<sup>5)</sup>との経緯もあり、謙虚で分を弁<sup>わか</sup>まえる優れた肉親の出現は、將軍という孤高に耐える身からすれば、格好の相談相手、癒し相手を間近に得るという恵みに映った。家光の正之への信頼は終生変わらなかった。

徳川將軍家には、各地の譜代大名のほか、最大の藩屏として「御三家」が配されていたが<sup>6)</sup>、上記の処遇は、いわば「第四の藩屏」たる保科家を認知し、公表したに等しかった。更に、寛永20年(1643年)7月には会津23万石に封じられ<sup>7)</sup>、のちの「会津松

3) 「千載之松(大河原長八著)」によれば、「小身と云ひ官位の軽き故、常に末席に着かる。(略)右の様子なれども兼ねて自分の御望みなどは仮初(かりそめ)にもあらず、偶々(たまたま)取り持ちする者などありても少しも聞入れなく、小家に安心して不足とも思召(おぼしめ)さざる様子」であったとされる。

4) 正之が実の弟であるという事実は、恐らく老中あたりからの上申によると思われるが、家光が鷹狩の折に立ち寄った寺が、たまたま正之の母であるお志津が息子の行く末を案じて地藏を寄進した成就院という寺であり、家光はその寺僧から偶然聞いたとの説などがある。そこで初めて知ったというのはともかく、この寺院には、家光が勧請した「秋葉大権現」などがあり、徳川家と一定の関係があったと思われる。

5) 駿河大納言と称される忠長は、家光とは同母腹の弟である。生母の於江与の方は忠長の方を寵愛し、最終的にはまだ大御所として存命であった家康の裁断で三代將軍は家光と決まったのだが、秀忠の後継は不透明な時期があった。忠長はそんな経緯もあってか、駿河で55万石を領しながらも、大坂城を所望するなどなお上昇志向を隠さず、また立ち居振る舞い、領地治世にも芳しくない趣が目立った。寛永8年(1631年)に家光から甲府蟄居を申し渡され、同10年(1633年)12月幕命により上野国高崎にて自裁を強いられている。

6) 「御三家」というのは、最初から三つの格別の家を作ることが画されたわけではなく、結果的に三家になったものである。家康には沢山の息子があり、早くに無念の亡くし方をした長男信康を除き、次男の結城秀康を越前(68万石)に、四男の松平忠吉を尾張(62万石)に、また六男の松平忠輝を越後高田(60万石)に封じ、まさに藩屏とすべく画策した。しかし、秀康、忠吉が早くに死去し、忠輝も乱行により配流の運命を辿り、より弟の九男の義直(尾張62万石)、十男の頼宣(紀州55万石)、十一男の頼房(水戸25万石)の三家が残った。

7) 会津は、豊田ゆかりの加藤嘉明(伊豫松山から会津に移封)の息子加藤明成の治領であったが、お家騒動(会津騒動)を咎められ、40万石を返上するという事件があり、正之はその主要部分を引き継いだ形であった。正之の会津転封にあたり、別に南山5万5千石を預かりとして委ねられている。この処遇は実質29万石への栄転であるが、敢えて南山を「預かり」として別にしたのは、御三家のうち水戸家(25万石)を凌駕するとの印象を避けたものと思われる。なお、加藤家は祖父の勲功に鑑み明成長男の明友が家名の存続を許され、近江国水口で2万石を維持し、幕末まで存続した。



成就院(東京都目黒区)地元では蛸薬師と呼ばれている

平家」の開祖となるに至り、その趣は一層明らかとなった。

少し先を急ぎすぎた。

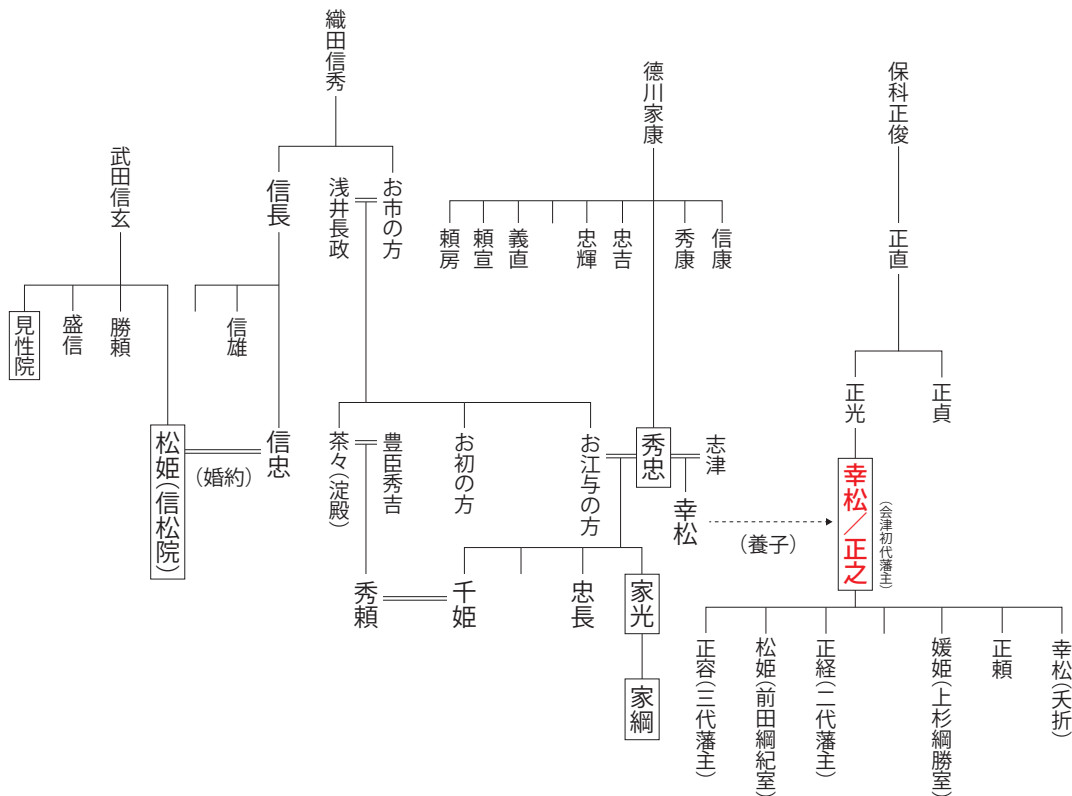
家光に見出されて「側近中の側近」としての正之の「累進」が始まるのであるが、正之の登用時期は秀忠が薨じて家光が「独り立ち」した時期と一致している。家光は秀忠が薨じて将軍となったわけではなく、家康が生前に将軍位を秀忠に譲って大御所政治をしたように、秀忠も元和9年（1623年）に家光に将軍位を譲ったあと、隠居という名の大御所政治をしている。

家光時代以降の正之の話に入る前に、秀忠と幸松（正之）との経緯をまとめておきたい。土井利勝からの知らせで幸松誕生の知らせに接した秀忠は「覚えがある」として、非公式ながら「認知」し、於江与の方には内密に葵の紋付きの小袖を下げ渡している。その後は表立った沙汰をなさなかったが、同じく土井利勝をして見性院に幸松養育を依頼させたのは、前稿で述べた通りである。しかし、秀忠は寛永9年（1632年）に薨じ、ついに親子の対面は叶わないま

まに終わった<sup>8)</sup>。

さて、愈々家光独り立ち以降のことである。家光の時代というのは、「武断政治から文治政治へ」の重要な転換期であった。そうした期に臨んで正之がどのような貢献をして、家光を、そしてその後の徳川体制を支えたのだろうか。

正之が幕政に実質的な関与を始めるのは、江戸城の西の丸、さらには二の丸の留守居役を命じられた寛永12年（1635年）頃からだと思われる。正之は、側近として家光を補佐するため各般に供奉の任を果たすとともに、地震、飢饉の災害などの対応に各般の工夫をもって勤しむのであるが、正之の真骨頂は寧ろ家光の跡を襲った四代将軍家綱の輔弼にある。家光は嫡男の家綱元服に際し烏帽子親に正之を選んだだけでなく、慶安4年（1651年）4月初めには自分の行列、装いを真似することを正之に許すという異例の沙汰をしている。これは、自分の病の篤いことを自覚してのことであり、半月後に実際に世を去ることになるのであるが、最期に当たり「正之を一人召し、大納言殿（家綱）のことを託し（大猷院殿御実記）」たの



保科正之関係系図

8) 於江与の方は寛永3年（1626年）に54歳で死去しており、にも拘らずその後も秀忠・正之の対面がなされなかったのは、単に正妻への遠慮だけのせいではなく、政（まつりごと）全体への配慮であろう。

である。正之はまさに家光からの「託孤の遺命」を受けたのである<sup>9)</sup>。先に、「文治政治への転換期」と記した。正之が託されたのは、家綱の輔弼と、それを通じた文治政治への転換の実現という使命であった。

「戦国の世で武士は刃を持った。しかし、これからは人を切るためではなく、自らの心の上に刃を置かねばならない。」

こうした使命に即した正之業績のうち、特筆すべきものとして、ここでは、①大名の末期養子の是認、②江戸城消失における処置、③災害対策を含めた民政を挙げたい。

まず、①大名の末期養子の是認についてである。

草創期の幕府は、関ヶ原の戦、開幕の後はもとより、大坂の陣以降も旧豊臣恩顧の大名への警戒に並々ならぬものがあり、また徳川譜代の大名、旗本であっても徳川秩序にそぐわない動きをするものに対しては、改易、取り潰しに容赦はなかった。秀忠時代に改易となったのは、外様23名、徳川・譜代16名、家光時代には、それぞれ29名、20名に及んでいた。

こうした武断政治により、諸大名、旗本に不満、不安が生じ、何より改易、取り潰しの憂き目をみた家、浪人を余儀なくされたその家臣たちに不穏な動きが出ていた。所謂「慶安事件」が生じたのは、まさに家光薨去直後の慶安4年7月のことである。俗に「由井正雪の乱」とも言われ講談話にもなったこの事件は、駿河から江戸に出た軍学者由井正雪が丸橋忠弥などと語らって幕府転覆を謀った事件である。これは、正雪らが巷に溢れる浪人の境遇に同情し世直しを目指したのが要因の一つとされている。事件は武

装蜂起の直前に計画が漏れて一派の一斉検挙、正雪らの自裁でことなきを得たのであるが<sup>10)</sup>、実はその少し前に「松平定知の意見書事件」なるものもあった。これは、歴とした譜代の三河刈谷城主が世情を憂い、幕府政道への不満を意見書をもって表明し、その領有する2万石を困窮者に分け与えてほしいとして將軍家に返上した上、自らは出家して街を托鉢徘徊するに及んだという事件である。將軍薨去による権力移行という微妙な時期であり、「こうした期に体制の動揺は禁物」として、老中ら幕閣はこれを「狂気の沙汰」と裁断し、定知を他家預けに処している。そのように身を捨てて旗本たちの生活窮乏を訴えんとした一大名の真意が省みられなかったことも、由井正雪たちに謀反を急がせたという説がある。いずれにせよ「強権で押さえ込む」だけと

いう対応に危うさを感じ取った正之は、徒に路頭に迷う武士を増やし社会、政情を不安定にしてきた元凶の一つに「末期養子（当主の死後に



徳川家光像  
(金山寺蔵 ウィキペディアより)



徳川家綱像 (出典：奈良 長谷寺)

9) 正之にとっての「託孤帰命」は本文の通りであるが、もう一つの「託孤帰命」の伏線系譜がある。秀忠落胤の幸松（正之）が見性院、信松院との縁を、老中土井利勝のとりもちで繋いだことは前稿で述べた。この土井利勝が実は家康の胤で、秀忠と異母兄弟であったとする有力な説がある。事実、利勝は「東照宮様生き写し」との評判が立つほど風貌が似ていたとされる。利勝の秀忠への献身ぶりは、正之の家光への傾倒に被るところがあり、長男信康を早くに失った家康が、秀忠に跡を譲るに当たり、彼への親身な後ろ盾になってくれるよう、兄貴分（秀忠の8歳年上）の利勝に「託孤帰命」し、利勝がそれに応えたとする推量は、巡り合わせとして興味深い。なお真相は不明であるが、徳川家の公式記録である「徳川実記」、古河藩の「土井系図」にも、家康実子との記述がある。

10) この浪人問題/由井正雪の乱には、紀州徳川頼宣の「偽印」事件という裏話がある。全国の浪人を糾合する正雪たちの趣意書に頼宣の印が使われたというもの。すわ謀反に加担かと疑われた頼宣が、江戸表で「捕縛、お家取潰し」処分をも含みにした査問を受けるまでに事態は緊迫化した。頼宣は「印は偽物。外様の大名ならともかく、親藩の紀州がこの種の企てに乗ると思うか。」と反駁して沙汰止みとなったのだが、「火のないところに煙は立たぬ」事情はあった。幕府内に、社会問題化した「浪人」を束ねて大陸に外征するという立案があり、頼宣はその急先鋒であった。結局は「その様なことをしている時局に非ず」ということに落ち着いたのであるが、秀吉の朝鮮出兵、のちの明治政府下の征韓論を彷彿とさせる経緯が背景にあり、浪人（士族）不満の捌け口という意味で正雪らの企てにすり替えて利用される要素はあった。



土井利勝像 (ウィキペディアより  
秀忠の下、大炊頭として実務を取り仕切り、老中、大老を務めた。下総国小見川藩主、佐倉藩主から、古河初代藩主となる。)

養子縁組をして家を継承すること)の禁止」があると思ひ定めた。老中たちとも語らってそれを緩め、「当主が50歳未満の場合は末期養子を認める」との決定を出している。慶安事件からわずか3ヶ月後の決断である。

この施策に類するものとして、殉死の禁止、証人制度の廃止も挙げられよう。家光の死に際し堀田正盛、阿部重次の閣老が殉死しているが、施政側の無意味な不安定化を排する観点から、殉死を禁じる決定をしている。また、家康以降徳川への忠誠の証として大名の家族を人質にとる「証人制度」という慣行も、その非人間性、武断性ゆえに廃している。それぞれ、寛文3年(1663年)、同5年(1665年)のことである。とりわけ寛文5年は家康50回忌の時期であり、時代変換の象徴的な潮目であった。なお、殉死の廃止は幕府方針となるに先立ち、正之の会津、水戸光圀の水戸の国元で導入されている。

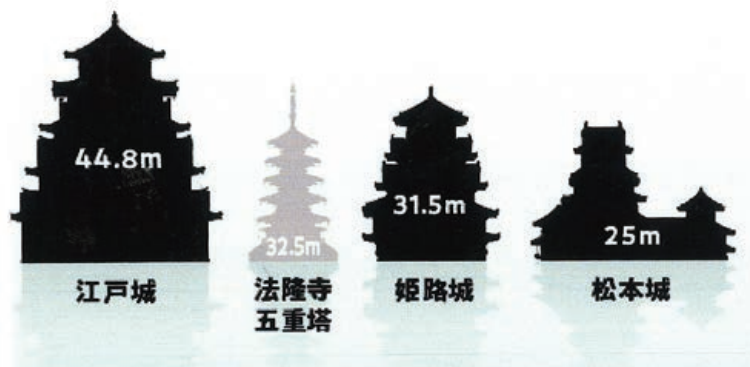
次に、②江戸城の焼失における処置についてである。

明暦3年(1657年)1月18日に発生した江戸開府以来の大火災「明暦大火<sup>11)</sup>」は、3日3晩猛威を振るい、江戸の街22里8町を悉く焦土となし、10万7千人が焼け死ぬという大惨事となった。江戸城は天守閣、本丸、二の丸、三の丸を焼失し、大名屋敷500余、旗本屋敷770余、神社仏閣350余、橋梁60が失われた。この未曾有な事態に対処するにおいて発揮された正之の才覚には、非凡なものを感じる。

その発露<sup>あらわれ</sup>は多々あるが、まず感心するのは、城内の米倉に火の手が迫った時の対応である。その当時、大名火消しはあったが、將軍火消しはなかったし、町火消しは江戸市内の対応で手一杯であった。城内の対応に期待できる火消し勢力はなかった。城内や浅草の米倉には將軍一族向けも含め、旗本に配布する一年分の米が貯蔵されていた。まさにそれが焼失の危機に瀕した時、正之が指示して高札に出したのは、「市中の誰でも米蔵の火消しに加わった者は蔵内の米は取り放題」というものであった。怪訝顔<sup>けげんがお</sup>の役人が呆然とする中、瞬く間に市井から人が集まり、火を収めてしまった。勿論彼らによる一定の持ち出しはあったが、なお残る蔵米の量は充分であった。

また、緊急の事態に地方から馳せ参じようとする諸大夫には、その儀に及ばずとただけでなく、江戸参勤中の大名には国に戻るよう、これより参勤の大名には此れを繰り延べるように指令を出した。これには「危急の事態に大名を召集するのが筋」として御三家あたりから異議が出たが、「庶民すら日々の糧秣に不足するときに、消費主体でしかない武士が参集してもそのための食い口が増すだけ」と突っぱねている。諸国からの米穀の緊急調達も却下した<sup>12)</sup>。

物資の需給が逼迫し価格の騰貴が生じるときに何が必要か、緊急時に臨時の人手はどうやったら確保できるについて、市場<sup>マーケット</sup>や人情の機微が解っての仕業であったと言わざるを得ない。不足する食糧の確保(供給)にしか考えが及ばない更幕の中で、大名で



江戸城天守閣(宮内庁、(公財)日本城郭協会資料より 写真は皇居東御苑の復元模型。東京皇居内に残る天守台より北にあったとされる寛政期の天守閣は、高さ14m台座の上に約45m天守建物が聳えていたとされ、現存する最大の天守閣である姫路城を遥かに超える偉容である。)

11) 明暦の大火は俗に「振袖火事」とも言われる。若き僧侶に恋して悶死する娘の振袖が巡り巡って同様な何人もの娘の悲劇を招き、その不吉の連鎖を断ち切るために寺院で振袖を炊上供養せんとした焰が、折りからの強風に乘って拡がったとされている。  
 12) この時の判断の中心は、米穀の供給を増やすより、需要を減らすべしという点にあったが、併せて諸国からの非常時借入により諸大名に「借り」ができ、相対的な幕府威信の陰りになることを避ける判断もあったと思われる。

ありながら、むしろ需要を減らすべきとする発想は秀逸である。

更に、治世の象徴であった天守閣の復興については、老中たちが真っ先にそれを建議する中、「今やその存在は意味を持たない。むしろ金銭は庶民の生活の再建、支援に回すべき」と断固反対した<sup>13)</sup>。結果、江戸城天守閣はついに再建されず、現在に至っている。

そのほか、緊急時の統率者の在り方にも指導力と見識を発揮している。迫り来る火焰に動揺をきたし、難を避けるため将軍(家綱)に城外(上野寛永寺)動座を勧めんとする幕閣には、「武門の頂点にある者が軽々しく城を捨てるのは王者の面目に係る」として冷静さを促し、西の丸への動座に留めている。

最後に、③災害への備えを含めた民政についてである。

江戸はその発展に伴い人口が増加し、上水道の確保が急務となっていた。既に家康の時代から小石川上水、赤坂上水などが造成されていたが、生活水の量は到底人口増に追いつかず、八王子玉川からの新開削が立案された。しかし、前稿でも触れたが、八王子から江戸中央への道筋は、水利と雖も軍事上要路であった。即ち、玉川上水を引いては、王城としての江戸の地の堅牢さが失われるとの懸念が公然と出されたのである。

これに対する正之の見解も見事である。曰く、「一国一郡の小城は堅牢なるを以て主とする。天下府城は万民の便利安居を以て第一とす。(略)独り府内の便を得るのみならず、左右の曠野に之を注ぎ、新田を開くこと四十余村の多きに至る。」と。かかる舌鋒で、武断派の反対を封じ込めた。

こうした文治重視、民政重視の姿勢は多岐にわたる。この時代の天災、飢饉などによる庶民、領民の苦難は並大抵ではなく、諸国において餓死、逃散など悲惨な状況が繰り返されたが、彼は率先して、「民の食い扶持を増やし、緊急時には蓄えを臨機応変に活用してその安寧を拡げる」施策を重視した。

上記明暦の大火においても、焼失を免れた蔵米はそのまま旗本、御家人の給金として留保せず、市中

庶民への粥炊き出しに供出された。更に家をなくした旗本らに対してだけでなく、町方にも16万両の救助金を支給した。流石に、勘定方から御金蔵がカラになると強硬な異議が示されたが、正之の方針は明快であった。「およそ官庫の貯蓄というものはかような時に下々に施与し、士民を安堵せしむるためにある。(略)むざと積みおきしのみにては一向蓄えなきと同然也。」非常時対応として、また為政者の姿勢として、見事というほかはない。庶民の生活再建ができれば、蔵米などは自ずから補充できるという理が解っていた。また、焼死した町民にも慈しみを示し、本所牛島の地に一万柱の遺体を合葬した。今の回向院の始めである。

一連の施策には、幼い頃の信松院らからの「人には慈しみを大切に」との薫陶が偲ばれる。

さて、諸々書き進めてきたが、正之は正保2年(1645年)から寛文10年(1670年)まで、実に足掛け25年に亘り江戸に詰め続けている。この間全く領地に戻っていない。それが可能になったのは、彼の卓越した能力もさることながら、任せて安心な家臣団に恵まれたからでもある。先に、高遠から山形を経て会津に移ったことを紹介したが、山形を受け継ぐについては、旧鳥居家の家臣の登用に意を尽くした。これには、多分に幸運な要素がある。山形24万石は前国主の鳥居忠恒が継嗣のないまま夭折したため封土没収となったのであるが、幕府は忠恒の弟忠春に3万石を与え、高遠に封じた。いわば、結果的に鳥居家と保科家との交換国替え人事という様相を呈したのだが、流石に24万石の大家の家臣はその全部が高遠には移れず、相当人数が山形に残っていた。一方、大幅に家禄の拡大した保科家にとっては、初めての地で家格を整え、治政を行うについては、これら残留組は即戦力として有用であった。新体制において、所謂「高遠以来」の譜代である保科民部を筆頭に処遇したが、No2、No3には鳥居家家臣を据えている。鳥居家家臣は「右京衆」といわれ、「高遠以来」の衆とよく馴染んだ。正之にとつての股肱の臣ともいべき譜代の田中三郎兵衛正玄は、

13)「天守は近代織田右府以来の事にて、さのみ城の要害に利あるといふにもあらずただ遠く遠望致すまでのことなり。(略)公儀の作事長永引くときは下々の障りにもあるべし、かつかような儀に国財を費やすべき時節に非らざるべし(「千載之松」より)」とする感覚は、筆者の「天守閣論」にも叶う。この時代の天守は、既に「見せるもの」ではあっても、文治政治、行政実用のものではない。

No2からNo4となったが、そこはかねてよりの正之の薫陶宜しく、泰然として家中の宥和に努めた。家臣全体では高遠以来の衆は1/3の人数であったが、重臣では過半を占め、関藤右衛門成義、飯田兵左衛門重成など優秀な家臣が領国の行政陣を固めた。

こうした体制は、会津にも引き継がれ、漆、紙、鉛などの領内産品の振興を進めるとともに、飢饉の備えに「社倉制」をおそらく日本で初めて創設した。「社倉制」とは、米の備蓄制度。予め一定量の米を買い入れ、これを「基金」にして低利で貸し出し、その利子で更に米を買い足し、一時備えは5万俵にまで達したとの記録がある。前後するが、記録を見る限り、他国で悲惨な状況はあっても、山形最上、会津において、この時期に餓死者の発生は認められない。また、身分を問わず90歳以上の領民には玄米5合/日を支給する制度を始めている。当時さすがに現代ほど長寿の者は多くなかったにせよ<sup>14)</sup>、いわば「老齢年金制度」ともいべき仕組みを、この時代に発想したことは驚きである。

一方、江戸の正之である。このように国許での一連の施策を能く指揮したが、注目すべきは、領内での所謂司法判断、とりわけ極刑に処する判断については逐一江戸に上申させ、正之が「再審」することを常としたことである。公事奉行から届く国許の判断を記した取調書を江戸屋敷の吏員に読み上げさせ、疑問を挟むと国許に「差し戻し」た。不思議なことに、差し戻しによる再審議では事実認定、分析

評価が改められ、結論が変わることが頻りであったという。今となっては個々の内容の吟味はできないが、現場どころか国許にも居ないで、シャーロックホームズさながらの推理を巡らすことのできる資質に驚嘆するし、士民の日々の生活福祉改善こそを旨とし、よしんば咎人の裁断をする必要がある場合には、<sup>あやま</sup>謬りなきを期するという姿勢に感銘を覚える。

しかし、こうした仁政が通常人の域を越えれば超えるほど、そして個人の資質に依存したものであればあるだけ、そうした治政の「継続性、安定性」確保に周りが不安を覚えるのは自然なことである。会津家中の佐藤勘十郎氏興(のちに友松姓に改姓)は、その懸念を直に正之に訴え、後世にも通用する「<sup>ガイド</sup>縁となる考え方」を示し下すよう懇願している。正之も50歳過ぎ頃から時折咯血するようになり、白内障で視力の衰えにも見舞われるに至り、その趣旨を汲んで正之自ら定めたのが、「会津藩家訓」である(寛文8年4月)。

その第一条「大君の儀、一心大切に忠勤を存ずべく、列国の例を以って自ら<sup>お</sup>処るべからず。若し二心を<sup>いだ</sup>懐かば、即ち我が子孫に非ず、面々決して従うべからず。」はあまりにも有名であり、<sup>ほとん</sup>殆どこの一箇条が幕末の会津藩の運命を決めたといつて過言ではない。「主を<sup>お</sup>重んじ、法を畏るべし(五条)、法を犯すものは宥すべからず(十三条)」、「政事は利害をもって道理を<sup>ま</sup>枉ぐるべからず。僉議は私意を挟み人言を<sup>ふ</sup>拒ぐべからず。(以下略(十二条))」など全十五条からなる規範は、いずれも正之の治世哲学の真髓を如



保科正之墓と顕彰碑(福島県猪苗代町見祢山/土津神社 正之は猪苗代湖を一望できるここを墓所とするよう生前から定め置いたとされる。)

14) 記録によれば、90歳を超える高齢者として、受給者が155人いたとされている。当時の会津の人口16~7万人に対し、0.1%である。さすがに現代の1.6%(2020年全国平均)に比べれば低率ではあるが、そうした高齢者に給付米を支給するという発想もさることながら、400年も前の時代にこれだけの人数の90歳以上の長寿人がいたこと自体にも驚きを禁じ得ない。

実に表している<sup>15)</sup>。

さて、本稿は託孤帰命の家綱時代の文治政治の話題を中心にしているが、家光時代の正之の「武張った」エピソードを一つ紹介しておきたい。家光治世下の重大内乱事件で、「武断処置」の最後ともいうべきものに、島原・天草の乱（寛永14－15年（1637－38年））がある。天草（益田）四郎時貞を頂くキリシタンとのある種の宗教戦争であるとともに、領民に苛斂誅求を課した島原藩の失政に対する大規模な一揆でもあり、その鎮圧には幕府の威信がかかっていた。鎮圧に手こずる派遣軍（上使／板倉重昌）への援軍に誰を派遣するかで議論があった。幕府内では家光の信頼篤い正之の派遣が当然視されていたが、援軍を率いたのは松平信綱であった。同時に正之には即刻帰国が命じられた。これに嬉々として応え兵を整え急ぎ帰国する正之の振る舞いを、訝しむ向きが少なくなかった。しかしこれは、関ヶ原の合戦において上杉征討の陽動作戦が行われた顰に倣い、（今回は方角こそ逆であるが）「西に乱あらば東に備えよ」との教訓を体せんとする家光の意を汲み、これに阿吽の呼吸で正之が応えたものであった。

正之は寛文9年（1669年）に漸くに隠居を認められ、一旦会津に戻ったりしたが、翌寛文10年12月三田藩邸で死去している。享年62歳。

彼には、生前その功績を朝廷からも嘉みされ度々官位のお達しがあり、また徳川宗家からは松平の家名と葵の紋を許すという沙汰があったが、官位を受けるには慎重であり<sup>16)</sup>、松平姓、葵家紋は最後まで固辞している。正之にとっては、「託孤」の使命を果たすことが第一であること、余計な目立ち方をせず宗



保科家紋  
（左が保科姓の頃のもの。右が松平姓になってからのもの。）

家を立てることが大切であること、また保科からの恩義も忘れないことが大事であり、その姿勢を貫いた。保科の家名と角九曜の紋章を終生使っている。保科家が松平姓になり、御家門大名として江戸城黒書院溜之間の常詰となるのは、正之の六男で会津三代目の正容の時である。正之の死から20年のちである。

保科正之は、武田の想いを込めた見性院、信松院の慈愛に生まれ、長じては異母兄の三代将軍家光に見出され、高遠から山形、会津の太守を務めるとともに、家光からの託孤帰命に忠実に応えて四代将軍家綱の輔弼に精励した。幕閣において枢密に参画して、徳川幕府の礎を固めるに多大なる貢献を果たした。

だが、御三家をも上回る「藩屏ぶり」にも拘らず、その歴史的事蹟は比較的地味に扱われている。同時代の松平信綱、少し時代を降った上杉鷹山などの名声に比べてその感が深い。それは、その慎み深く思慮に溢れた立ち居振る舞いもさることながら、恐らくは、開祖となり遺訓を定めて、のちの会津藩の命運を導き、幕末に藩をして最後まで討幕軍・新政府軍に抵抗させた元凶と看做されたという事由が災いしているのであろう。

しかし、自らが今ある由縁を自覚し、己に課された責務を肅然と全うした生き様は、時代を超えて鮮やかな光芒を発している。

15)「会津藩家訓」には、一つだけ「不思議な段（くだり）」がある。4番目の「婦人女子の言、一切聞くべからず」である。現代的にも「問題のあるテーゼ」であり、あの保科正之が何故と思わせるものである。本稿では正之が太守になって以降の私生活には立ち入った記述をしていないが、そこには「すこぶる幸せな家庭生活を送ったとは言いがたい」面がある。嫡男と正室を早くに亡くし、明暦の大火の最中には囁望した跡取り息子（正頼）を失っている。そして、継室の於万（おまん）の方には、娘の婚姻先をめぐる大醜聞事件を起こされるという不運に見舞われている。それは、継室の於万の方が、他の側室の娘の嫁ぎ先（加賀前田家）の格式の高さを妬みその毒殺を狙ったものの、狙われた娘の侍女の機転により自らの実娘の方を死なせてしまったという異様な事件であった。於万の方は即刻「遠ざけられ」、関係者も処断されたが、自らの死後、於万の方が政（まつりごと）に容喙したり不届きを決してできないよう、かかる異例の教訓を残さざるを得なかった。それほどに、彼にとってそれは許し難い痛恨事であったのであろう。

なお、余談であるが、於万の方に誤殺された娘が嫁いでいたのは米沢藩上杉家であったが、正之はそれにより正室を失った上杉綱勝に申し訳ないという気持ちを持ち続けた。のちに、その綱勝が急死し上杉家が断絶の危機に晒された折、綱勝の甥の吉良三郎（養子後「綱憲」）を本文にも記した末期養子と認め、上杉家を存続させる差配をしている。実はその際、末期養子の届け出がなされていなかったのであるが、「遅れて」届け出があったことにし、その届け出が「遅れた」ことは怠慢であるとして禄の半減にとどめるという「温情後付け」差配であった。この三郎改め綱憲とは、のちに赤穂浪士に討ち入られた吉良上野介の子息であり、討ち入りの急報に接した上杉家の対応に格別の段（くだり）があるのだが、本稿の主題から大きく外れるのでこれ以上は触れない。

16) 生前の官位は正四位下である。朝廷からの従三位をとる沙汰を最後まで受けず、死後に従三位左中将を贈られている。